

京都市交通局 IC 証票取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月1日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第 11 号

京都市交通局 IC 証票取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局 IC 証票取扱規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(IC 証票を使用し乗合自動車から乗合自動車へ及び京都バスから乗合自動車へ連続乗車する場合の取扱い)</u></p> <p><u>第6条の2 IC 証票（特定割引用 IC カードを除く。以下第6条の4まで同じ。）を所持する旅客が、乗合自動車から乗合自動車へ及び京都バスから乗合自動車へ90分以内（運賃を支払う際の時刻による。）に連続して1回乗り継ぐ場合には、次の各号に定めるところにより割引運賃を適用する。</u></p> <p><u>(1) 乗り継ぐ前に乗車する乗合自動車又は京都バスにおいては、前条第1項第1号に定めるところにより IC 証票を使用しなければならない。</u></p>	<p><u>(ポイントサービス)</u></p> <p><u>第5条の2 管理者は、別に定めるところにより、指定する IC 証票の利用に応じて、IC 証票にポイント（電子的な特典情報であつて、SF への引換え又はポストペイ支払運賃からの減額ができるものをいう。）を付与することにより、ポイントサービスを提供することができる。</u></p>

(2) 前号による乗車で使用した IC 証票を
当該乗車に続けて使用し、連続して別の
乗合自動車に乗り継ぐ場合には、乗り継
いだ乗合自動車の車内において、運賃を
支払う際、カードリーダーにより、IC 証
票の SF 残額から、当該乗車区間に係る
運賃から 90 円（小児用 IC 証票にあつて
は 40 円）を割引いた額（以下「バス・
バス割引運賃」という。）を差し引く。
この場合において、IC 証票の SF 残額
が、支払おうとするバス・バス割引運賃
に満たないときは、不足額を現金又は当
該 IC 証票によりチャージして、支払わ
なければならない。

(IC 証票を使用し乗合自動車又は京都バスか
ら高速鉄道へ連続乗車する場合の取扱い)

第 6 条の 3 IC 証票を所持する旅客が、乗合
自動車又は京都バスとこれに連絡する高速
鉄道の駅間とを連続して片道 1 回乗車する
場合には、次の各号に定めるところにより
割引運賃を適用する。

(1) 乗合自動車又は京都バスにおいては、
第 6 条第 1 項第 1 号に定めるところによ
り IC 証票を使用しなければならない。

(2) 前号による乗車の当日（午前 3 時から
翌日の午前 3 時までとする。次条におい
て同じ。）に、当該乗車で使用した IC
証票を当該乗車に続けて使用し、当該乗
車と連続して高速鉄道に乗り継ぐ場合に
は、乗車駅において自動改集札機による

改札を受けて入場し、降車駅において自動改集札機から出場する際に、IC 証票の SF 残額から当該乗車区間に係る運賃から 60 円（小児用 IC 証票にあつては 30 円）を割り引いた額（以下「バス・地下鉄割引運賃」という。）を差し引く。この場合において、IC 証票の SF 残額が、支払おうとするバス・地下鉄割引運賃に満たないときは、不足額をチャージして、当該 IC 証票により支払わなければならない。

（IC 証票を使用し高速鉄道から乗合自動車へ連続乗車する場合の取扱い）

第 6 条の 4 IC 証票を所持する旅客が、高速鉄道の駅間からこれに連絡する乗合自動車を連続して片道 1 回乗車する場合には、次の各号に定めるところにより割引運賃を適用する。

- (1) 高速鉄道においては、第 6 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に定めるところにより IC 証票を使用しなければならない。ただし、IC 証票の SF 残額が、乗車区間の運賃に満たないときは、不足額をチャージした IC 証票で当該乗車区間に係る運賃を支払わなければならない。
- (2) 前号による乗車の当日に、当該乗車で使用した IC 証票を当該乗車に続けて使用し、当該乗車と連続して乗合自動車に乗り継ぐ場合には、乗合自動車の車内において、運賃を支払う際、カードリーダー

一により、IC 証票の SF 残額から、当該乗車区間に係る運賃から 60 円（小児用 IC 証票にあつては 30 円）を割り引いた額（以下「地下鉄・バス割引運賃」という。）を差し引く。この場合において、IC 証票の SF 残額が、支払おうとする地下鉄・バス割引運賃に満たないときは、不足額を現金又は当該 IC 証票によりチャージして、支払うことができる。

(効力)

第 8 条 IC 証票を第 6 条の規定により使用する場合の効力は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)から(3)まで (略)

(4) 乗合自動車においては、使用者が事前に乗務員に申し出ることにより、記名人式 IC 証票においては記名人本人、持参人式 IC 証票においては持参する者が、当該使用者と同伴する旅客の運賃を一括して支払うことができる。

(5) 前号の場合において、同伴する旅客には、第 6 条の 2 から第 6 条の 4 までに規定する割引運賃は適用しない。

(ポストペイ運賃)

第 15 条 ポストペイによる支払運賃（以下「ポストペイ運賃」という。）は、運賃計算期間に、同一のポストペイ式 IC 証票で、乗合自動車、高速鉄道及び京都バスを利用した運賃の合計額に対し、別表第 2 に定める適用区分毎にそれぞれの逓減率を乗

(効力)

第 8 条 IC 証票を第 6 条の規定により使用する場合の効力は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)から(3)まで (略)

(4) 乗合自動車においては、使用者が事前に乗務員に申し出ることにより、記名人式 IC 証票においては記名人本人、持参人式 IC 証票においては持参する者が、当該使用者と同伴する旅客の運賃を一括して支払うことができる。

(ポストペイ運賃)

第 15 条 ポストペイによる支払運賃（以下「ポストペイ運賃」という。）は、運賃計算期間に、同一のポストペイ式 IC 証票で、乗合自動車及び高速鉄道を利用した運賃の合計額とする。

じて得た金額（円未満は切り捨てる。）の合計額から京都バスのポストペイ運賃を差し引いた金額とする。

なお、第8条第1項第4号の規定により、記名人本人が一括して支払った同伴する旅客の運賃は、逡減率を乗じないものとする。

2 前項に定めるポストペイ運賃の計算において、別途管理者が定める特別の運送条件を付した逡減率を適用することができる。

3 第1項に定めるポストペイ運賃の算定に限り、第6条の3及び第6条の4の規定による割引運賃は、第6条の3第2号及び第6条の4第2号の規定に関わらず、当該乗車区間に係る乗合自動車又は京都バスの運賃及び高速鉄道の運賃から、それぞれ30円（小児用IC証票についてはそれぞれ15円）を差し引いた運賃とする。

4 (略)

別表第2（第15条関係）

適用区分及び逡減率

(1) 大人

<u>適用区分</u>	<u>逡減率</u>
<u>¥0から¥3,000以内</u>	<u>100.00%</u>
<u>¥3,000を超え¥3,300以内</u>	<u>0.00%</u>
<u>¥3,300を超え</u>	<u>90.91%</u>

(2) 小児

<u>適用区分</u>	<u>逡減率</u>
<u>¥0から¥1,500以内</u>	<u>100.00%</u>
<u>¥1,500を超え¥1,650以内</u>	<u>0.00%</u>
<u>¥1,650を超え</u>	<u>90.91%</u>

2 (略)

別表第2（第15条関係）

削除

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条の2の規定は、令和5年3月1日から施行する。

(交通局企画総務部企画調査課)